

報 告 第 18 号

令和7年度新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和7年度新居浜市公共下水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 7 年度 新居浜市公共下水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画					実 績				比 較			
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務 発 生 額	左の財源内訳			年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳		
					国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
1 資本 的支出	1 建設 改良費	下水処理場 改築事業 (自家用発 電設備、中 央監視装置 等)	5	100,000,000	55,000,000	45,000,000	0	0	0	0	0	100,000,000	55,000,000	45,000,000	0
			6	260,000,000	143,000,000	105,300,000	11,700,000	123,084,000	67,696,200	54,300,000	1,087,800	136,916,000	75,303,800	51,000,000	10,612,200
			7	300,000,000	165,000,000	121,500,000	13,500,000	536,916,000	295,303,800	228,100,000	13,512,200	△ 236,916,000	△ 130,303,800	△ 106,600,000	△ 12,200
			計	660,000,000	363,000,000	271,800,000	25,200,000	660,000,000	363,000,000	282,400,000	14,600,000	0	0	△ 10,600,000	10,600,000
		雨水ポンプ 場改築事業 (遠隔監視 設備、ポン プ設備等)	5	100,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0	0	0	100,000,000	50,000,000	50,000,000	0
			6	200,000,000	100,000,000	100,000,000	0	111,831,000	55,915,500	56,000,000	△ 84,500	88,169,000	44,084,500	44,000,000	84,500
			7	278,000,000	139,000,000	139,000,000	0	416,169,000	208,084,500	208,000,000	84,500	△ 138,169,000	△ 69,084,500	△ 69,000,000	△ 84,500
			計	578,000,000	289,000,000	289,000,000	0	528,000,000	264,000,000	264,000,000	0	50,000,000	25,000,000	25,000,000	0

参照条文

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）抜粋

（継続費）

第 18 条の 2 （省 略）

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第 30 条第 1 項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第 30 条第 6 項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

3 （省 略）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 （省 略）

2 ～ 5 （省 略）

- 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 ～ 9 （省 略）